

郵便事業株式会社法等で規定している現行会計制度

平成20年9月19日
総務省情報流通行政局
郵政行政部郵便課

1 現行会計制度の法的枠組み

法律

(郵便事業株式会社法)

第10条(財務諸表)

会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(郵便事業株式会社法)

第11条(収支の状況の公表)

会社は、第三条第三項に規定する業務を営む場合には、総務省令で定めるところにより、当該業務並びに同条第一項及び第二項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならない。

(郵便法)

第67条(料金)

1~4 略

5 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

省令

対応する省令はない

(会社法及び会社計算規則に基づき作成)

(郵便事業株式会社法施行規則)

第13条(収支の状況の公表)

- ・ 公表する業務区分
- ・ 会計整理の方法(計算方法を記載した書類の提出)
- ・ 会計監査人による証明書の提出
- ・ 公表方法 等について規定

業務区分
別収支

(郵便法施行規則)

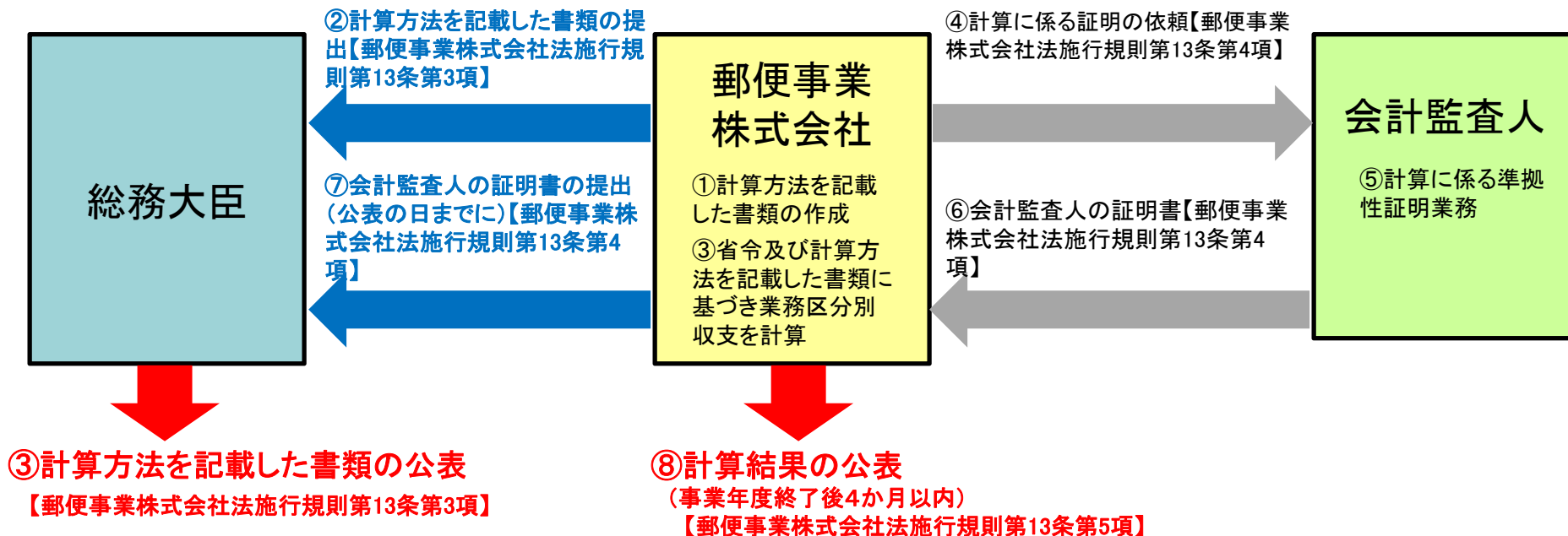
第25条(収支状況の報告及び公表)

- ・ 報告期限
- ・ 公表方法
- ・ 公表の期間 について規定

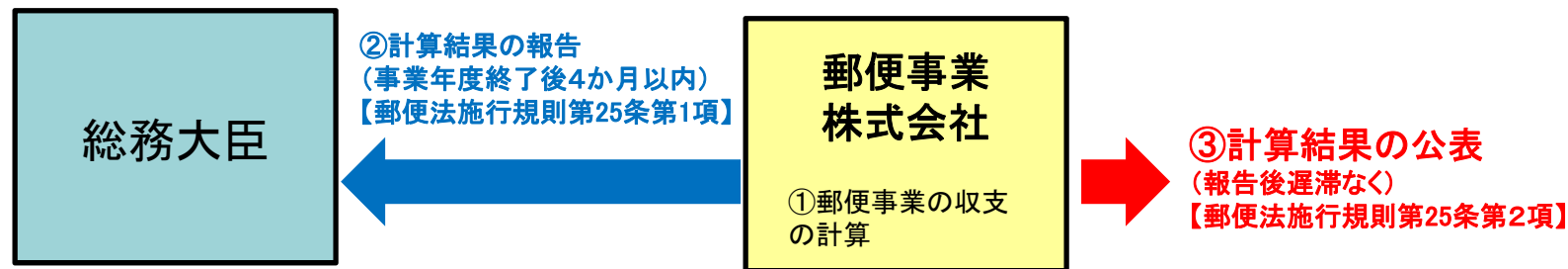
郵便事業の
収支

2 収支の公表の手続き

1 業務区分別収支(目的内業務・目的外業務)【郵便事業株式会社法第11条】



2 郵便事業の収支(内国郵便(第一種・・・特殊取扱)・国際郵便)【郵便法第67条】



3 会計整理に当たっての郵便業務の特殊性

1 収入(収益)面

切手及び料金計器証紙は、料金納付手段として郵便にも荷物にも使用できるが、どちらの業務にどれだけ使用されたかこれを証憑等に基づきトレース・立証することは困難

2 支出(費用)面

業務を効率的に処理する観点から郵便(第一種、第二種……)も荷物も同一施設、同一車両、同一社員、同一ネットワーク等で処理することが多く、人件費、減価償却費等多くの費用が目的内外業務に横断的に発生(直課できる費用が少ない)。

また、当該費用を配賦する場合、どの業務でどれだけの費用が生じたかを証憑等に基づき具体的にトレース・立証するのは困難(実態調査による配賦を行っている)。

① 人件費

郵便も荷物も同一人、同一組織で処理することが多い

② 減価償却費

郵便と荷物を同一建物等で処理する機会が多い

独占分野(目的内業務)と競争分野(目的外業務)

独占分野(目的内業務)

郵便業務

内国郵便

- 第一種(封書)
- 第二種(はがき)
- 第三種(雑誌、新聞)
- 第四種(通信教育等)
- 特殊取扱(書留、速達等)

国際郵便

郵便法に基づき郵便事業の収支として郵便事業株式会社が公表
 (種類別内訳は郵便事業株式会社が任意で公表)

印紙の売りさばき業務 等

競争分野(目的外業務)

荷物(ゆうパック、ゆうメール)

郵便事業株式会社が任意に公表

ロジスティクス

受託業務(カタログ販売等)等

郵便事業株式会社法第11条に基づき、郵便事業株式会社の収支を目的内業務と目的外業務に大別して公表

※ 点線で囲んだ業務は単体での収支は公表していない

収支の公表の内容の現改比較(現行・公社時)

	公 社 時	民 営 化 後
業務区分別収支	—	<p>郵便事業株式会社法第11条</p> <p>目的内業務(会社法第3条第1項、第2項業務)</p> <p>目的外業務(会社法第3条3項業務) 荷物、受託業務、ロジスティクス等</p> <p>※目的内業務、目的外業務別に収支を公表</p>
郵便事業の収支	<p>旧郵便法第75条の2第4項</p> <p>通常郵便物 ※通常郵便物の内訳は 第一種(封書) 公社が任意で公表 第二種(はがき) 第三種(雑誌、新聞) 第四種(通信教育等) 特殊取扱(書留、速達等)</p> <p>小包郵便物</p> <p>国際郵便</p> <p>印紙の売りさばき、販売品(現金封筒等)</p> <p>NHKからの受託業務、ひまわりサービス等</p>	<p>新郵便法第67条第5項</p> <p>内国郵便 第一種(封書) 第二種(はがき) 第三種(雑誌、新聞) 第四種(通信教育等) 特殊取扱(書留、速達等)</p> <p>国際郵便</p> <p>※郵便事業の収支を総務大臣に報告し、公表 (種類別の内訳は郵便事業会社が任意で報告、公表)</p>

↑
公表

↓
非公表

(参照法令)

郵便事業株式会社法(平成十七年十月二十一日法律第九十九号)抜粋

(業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務
 - 二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき
 - 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。
- 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第一条第一項 に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行
 - 二 前号に掲げる業務に附帯する業務
- 3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

(財務諸表)

第十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(収支の状況の公表)

第十一条 会社は、第三条第三項に規定する業務を営む場合には、総務省令で定めるところにより、当該業務並びに同条第一項及び第二項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならない。

郵便事業株式会社法施行規則(平成十九年三月二十六日総務省令第三十六号)抜粋

(収支の状況の公表)

第十三条 法第十一条の規定による収支の状況の公表は、別表に掲げる事項について、法第三条第一項 及び第二項 に規定する業務並びに同条第三項に規定する業務の区分ごとに行うものとする。

- 2 前項の規定により公表する営業収益及び営業費用は、別表に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの業務に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する業務に整理することができる。
- 3 前項の場合において、会社は、当該方法に基づき作成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。この場合において、総務大臣は、当該書類を公表しなければならない。
- 4 会社は、別表に掲げる事項が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明書を得るとともに、第一項の公表の日までに、当該証明書を総務大臣に提出しなければならない。
- 5 第一項の公表は、毎事業年度終了後四月以内に、別表に掲げる事項を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

別表（第十三条関係）

業務区分別収支（〇〇年度）

（単位 百万円）

業務の区分	営業収益	営業費用	営業利益
目的内業務			
目的外業務			
合計			

（注）

- 1 この表において「目的内業務」とは、法第三条第一項及び第二項に規定する業務をいう。
- 2 この表において「目的外業務」とは、法第三条第三項に規定する業務をいう。

（整理方法）

- 1 目的内業務又は目的外業務の営業収益及び営業費用として特定できるものは、それぞれの業務に直接整理すること。
- 2 目的内業務と目的外業務とに関連する営業費用は、次の基準によりそれぞれの業務に整理すること。

（1）営業原価

人件費 目的内業務及び目的外業務に直接従事している職員の勤務時間比、両業務のいずれかの業務に直接従事している職員の人員数比又は作業内容を同じくする職員の集団ごとの業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

燃料費 車両を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比又は体積の比

車両修繕費 車両を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比又は体積の比

減価償却費 関連する固定資産価額比又は固定資産を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

施設使用料 面積比又は賃借施設を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

租税公課 関連する固定資産価額比又は固定資産を使用して直接行う業務において取り扱う件数の比若しくは体積の比

集配運送委託費 集配運送委託契約に基づき委託する業務において取り扱わせる件数の比又は体積の比

（2）販売費及び一般管理費 営業収益比又は営業原価比

郵便法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号)抜粋

(料金)

第六十七条

1~4 略

5 **会社は、総務省令で定めるところにより、郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告するとともに、公表しなければならない。**

郵便法施行規則(平成十五年一月十四日総務省令第五号)抜粋

(収支状況の報告及び公表)

第二十五条 法第六十七条第五項の規定による**郵便事業の収支の状況の報告は、毎事業年度終了後四月以内に行う**ものとする。

- 2 法第六十七条第五項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、前項の報告をした後、遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の営業所及び事務所に備えて一般の閲覧に供する方法により行うほか、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 前項の規定による公表の期間は、当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表を行うまでの間とする。